

風しん予防推進協力法人制度実施要綱

(目的)

第1条 神奈川県から風しんの流行を発生させない、今後、妊娠する人から先天性風しん症候群を出さないことを目指し、官民一体となって風しん撲滅に向けた取組みを行うため、本要綱を制定する。

(対象団体)

第2条 神奈川県の風しん撲滅作戦に賛同し、風しん予防に向けた取組みを行う県内に事業所等を有する法人等を対象とする。

(申請)

第3条 登録を希望するものは、「風しん予防推進協力法人登録申請書（第1号様式）」を知事に提出するものとする。

(主体要件)

第4条 登録申請を行えるものは、次の各号に該当しない法人、団体等とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されていること
- (2) 神奈川県から神奈川県指名停止等措置要領により、競争入札の参加に関して指名停止を受けていること
- (3) 神奈川県指名停止等措置要領に定める措置要件に該当し、同要領に定める指名停止の期間内であること
- (4) その他協力活動にふさわしくないと知事が認める企業、団体等

(活動要件)

第5条 県の風しん撲滅作戦に賛同した法人で、次の各号の各項目のいずれかの活動を3つ以上実施することを登録要件とする。

- (1) 従業員に対する啓発活動
 - ア 県が発行するポスターやチラシを食堂や事務室等、従業員の出入りの多いところに掲示又は配架する。
 - イ 社内報等の広報ツールにより風しん予防の必要性について呼びかけを行う。
 - ウ 上司及び産業医等が風しんの予防接種をうけるよう呼びかけを行い、接種しやすい環境づくりを行う。
- (2) 従業員に対する直接支援
 - ア 予防接種の費用に対する助成を行う。
 - イ 定期健康診断の受診項目に抗体検査を追加する。

(3) 社外に対する広報活動

- ア 法人ホームページに風しん予防（県作成ホームページ）のページにリンクするバナーの表示を行う。
- イ 顧客等に対してリーフレット等を配布する。

(登録・周知)

第6条 知事は、法人から登録申請があった場合には、速やかに審査を行い、承認された法人については、風しん予防推進協力法人として登録名簿に掲載し、県民に対し周知する。

(表彰)

第7条 知事は、第5条の活動の中で、風しん予防の推進に顕著な実績があった法人に対して表彰を行う。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録法人が第4条若しくは第5条に掲げる要件を満たさなくなった場合、当該法人の登録を取り消すことができる。

(登録抹消及び変更)

第9条 登録法人は、登録を抹消する場合又は登録内容に変更があった場合は、「風しん予防推進協力法人登録内容抹消・変更届出書（第2号様式）」により、速やかに知事に提出するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途知事が定める。

附則

この要綱は、平成26年9月29日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月4日から施行する。

附則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

(経過措置)

2 ただし、改正前の様式は当面の間使用することができるものとする。